

令和8年

第1回1月定例教育委員会議事録

令和8年1月28日

大野城市教育委員会

次 第

1 招集日時

- 招 集 日 令和8年1月28日
- 開会時間 午前10時30分
- 閉会時間 午前11時10分

2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 全員協議会室

3 会議次第

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の指名

- 令和7年第13回12月定例会議事録の署名委員 關 知子 委員
- 令和8年第1回1月定例会議事録の署名委員 高野 英機 委員

(3) 議事

- 第1号議案 大野城市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第2号議案 大野城市学校社会福祉専門員設置要綱及び大野城市学校心理専門員設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 第3号議案 大野城市学びの多様化学校に関する取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について

(4) 教育長報告 なし

(5) 報告 なし

(6) その他

- ①令和7年12月議会報告（教育部への一般質問）
- ②不登校支援事業「不登校フォーラム」について
- ③教育長の業務報告（12月～1月）
- ④教育委員会の主な行事・業務の予定（2月）

(7) 閉会

4 出席した委員等 元主 浩一（教育長） ・ 高野 英機 ・ 山口 典子 藤河 久美 ・ 佐藤 友恵 ・ 關 知子

- | | | | | | |
|---|--------|---|---|--|--|
| 5 | 欠席した委員 | なし | | | |
| 6 | 出席した職員 | 教 育 部 長
教 育 総 務 課 長
学 校 ・ 地 域 連 携 課 長
教 育 支 援 課 長
教 育 支 援 課 主 幹 指 導 主 事
ス ポ ー ツ 課 長
教 育 総 務 課 係 長
教 育 総 務 課 担 当
教 育 総 務 課 担 当 | 若 山 純 哉
光 野 直 隆
松 岡 真 彦
山 崎 栄 子
山 川 周 作
甲 斐 め ぐ み
川 口 司 寛
山 口 剛 侍 郎
橋 本 由 美 | | |
| 7 | 会議の書記 | 教 育 総 務 課 担 当 | 橋 本 由 美 | | |
| 8 | 傍聴者 | 2 名 | | | |

午前10時30分 開会

○元主教育長

おはようございます。ただいまより令和8年1月定例教育委員会を開会します。

本日は2名の傍聴の申出がっております。非公開とする内容ではありませんので公開とし、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○元主教育長

それでは、始めます。

〔議事録署名委員の指名〕

○元主教育長

次第の2、議事録署名委員の指名に入ります。前回の12月定例会において關委員にお願いしておりましたので、ご署名をお願いいたします。

今回の議事録の署名については、高野委員をお願いいたします。

○高野委員

はい。

〔議事〕

○元主教育長

次第3、議事に入ります。

〔第1号議案 大野城市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について〕

○元主教育長

第1号議案、大野城市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、松岡学校・地域連携課長、説明をお願いします。

○松岡学校・地域連携課長

それでは、第1号議案、大野城市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

改正の理由は、学びの多様化学校である「みずほ中学校」が大野中学校の分校として令和8年4月に開校することから、「みずほ中学校」の通学区域を規定するほか、所要の改正を行うものです。

それでは、改正の内容についてご説明いたしますので、2ページをご覧ください。

まず、第2条において、第2項を追加し、みずほ中学校の通学区域を市内全域と定めるものです。

また、第6条において、改正前の欄の下線が引かれている字句を改正後の欄の下線が引かれた字句に今回の改正に合わせて改めるものです。

なお、施行期日は、学びの多様化学校の開校に合わせ、令和8年4月1日としております。

説明は以上となります。

○元主教育長

ただいまの説明についてご質問はございませんか。よろしいですか。

これより採決に入ります。

第1号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第1号議案について承認すべきものと決めます。

〔第2号議案 大野城市学校社会福祉専門員設置要綱及び大野城市学校心理専門員設置要綱の一部を改正する要綱の制定について〕

○元主教育長

第2号議案、大野城市学校社会福祉専門員設置要綱及び大野城市学校心理専門員設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、山崎教育支援課長、説明をお願いします。

○山崎教育支援課長

それでは、資料の3ページをお願いいたします。

学校社会福祉専門員は、いわゆるスクールソーシャルワーカーのことを指しており、学校心理専門員は、スクールカウンセラーのことを指しております。

それでは、資料の4ページをお願いいたします。

本要綱の主な改正理由ですが、現在の要綱では職務時間を定めておりますが、現状といたしまして、児童生徒の状況等に応じて過当たりの勤務時間が異なっていること、また令和8年度から、学校心理専門員いわゆるスクールカウンセラーの勤務時間を現在の過当たり16時間から、来年度は過当たり32時間に増やすことで、現在予算要求を行っているところでございます。

つきましては、今回の要綱改正では、時間数に係る規定を削除いたしまして、現状に即した対応ができるようにするものでございます。

また、その他の規定でございますが、文言の整理をさせていただいております。

最後に附則でございますが、本要綱につきましては、令和8年4月1日から施行することといたします。

説明は以上になります。

○元主教育長

ただいまの説明について何かご質問はございませんか。よろしいですか。

これより採決に入ります。

第2号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第2号議案について承認すべきものと決めます。

〔第3号議案 大野城市学びの多様化学校に関する取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について〕

○元主教育長

第3号議案、大野城市学びの多様化学校に関する取扱要綱の一部を改正する要綱の

制定について、山崎教育支援課長、説明をお願いします。

○山崎教育支援課長

それでは、資料の6ページをお願いいたします。

本要綱の主な改正理由ですが、学びの多様化学校の名称が決定したこと及び就学時期について例外規定を追加するほか、所要の改正を行うものでございます。

7ページをお願いいたします。

新旧対照表の右側、改正後の欄をご覧いただきたいと思います。まず、第2条ですが、学びの多様化学校の名称、大野城市立みずほ中学校を追加しております。それに伴いまして、第3条以降について、全て一つずつ繰り下げております。

次に、改正後の第4条の就学できる児童生徒の数でございます。ここで、この表には記載がされておきませんが、第4条第1項には「原則として各学年10人を上限とする。ただし、学びの多様化学校に在籍する生徒の数を勘案し、就学できる生徒数を毎年度定めることができるものとする」という文言が条文としてあります。今回ここに第2項を追加いたしまして、学びの多様化学校の全校生徒数の上限を定めることといたしております。

これは第5条の改正と関連しますが、前回の教育委員会でこの要綱を制定するときに、年度途中の転入学を認めるようにするかどうかという議論がございましたが、今回、年度途中の転入学を認められるように改正することにいたしまして、その関係で施設の収容人数との兼ね合いから、今回受入れ人数の上限を定めることとしたものです。

もともと各学年10名程度ということで規定をしておりますので、合わせて上限30人と明記したということでございます。

次に、第5条につきましては、転入学の時期を毎年4月1日としていたものを、但し書きを追加いたしまして、教育委員会が認めるときは年度途中でも転入学できることとするという意味合いで、今回この但し書き以降を追加させていただいたものでございます。

次のページの8ページ、第7条の第4項につきましては、引用していた条文を今回修正させていただいたものでございます。

最後に附則になります。本要綱につきましては、令和8年4月1日から施行することといたします。

説明は以上になります。

○元主教育長

ただいまの説明についてご質問はございませんか。よろしいですか。

では、これより採決に入ります。

第3号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第3号議案について承認すべきものと決めます。

〔教育長報告〕

次第の4、教育長報告。

今回、報告すべき事項はございません。

〔報告〕

次第の5、報告。

今回、報告すべき事項はございません。

〔その他〕

- (1) 令和7年12月議会報告（教育部への一般質問）
- (2) 不登校支援事業「不登校フォーラム」について
- (3) 教育長の業務報告（12月～1月）
- (4) 教育委員会の主な行事・業務の予定（2月）

○元主教育長

これをもちまして1月の定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時10分 閉会